

令和3年8月20日

緊急事態宣言発令に伴う教育相談の実施について

京都府立聾学校  
京都府聴覚支援センター

このたび京都府に新型コロナウイルス感染に関わる緊急事態宣言が再度発令されることとなりました。今回の宣言発令は、デルタ株の感染力の強さ、感染対象の低年齢化、医療機関の厳しい受入状況、小児へのワクチン接種未対応等、乳幼児のお子さんと御家族への感染リスクを、強く懸念している状況です。

本校ではお子さんと御家庭の健康安全を第一に、御家庭の協力の下で現在の厳しい感染状況を乗り越えながら、教育相談を実施したいと存じます。

つきましては非常に厳しい感染状況である8月20日から9月12日までの発令期間は、来校相談を休止しリモート・電話・郵送等、各御家庭の状況に応じた代替手段にて対応をさせていただきます。

個々のお子さんにとって必要な相談支援を、工夫しながら実施してまいりますので、御理解御協力よろしくお願いいたします。

京都府立聾学校 京都府聴覚支援センター

TEL 075-461-8121 (乳幼児相談) 8137 (補聴相談)

FAX 075-461-8122

メール [mimisien@kyoto-be.ne.jp](mailto:mimisien@kyoto-be.ne.jp)